

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-528332(P2005-528332A)

【公表日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-037

【出願番号】特願2003-550718(P2003-550718)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/04	(2006.01)
A 6 1 K	35/74	(2006.01)
A 6 1 K	39/39	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/04	
A 6 1 K	35/74	A
A 6 1 K	39/39	
A 6 1 K	47/04	
A 6 1 K	47/06	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	47/26	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/42	
A 6 1 P	35/00	

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月25日(2005.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

癌を治療または管理するための医薬組成物の調製における、マイコバクテリウムwまたはマイコバクテリウムw成分の使用。

【請求項2】

癌組織の量を減少させるための医薬組成物の調製における、マイコバクテリウムwまたはマイコバクテリウムw成分の使用。

【請求項3】

医薬組成物が、放射線治療または化学療法の癌治療効果を向上させるために使用するものである、請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

医薬組成物が、放射線治療または化学療法の副作用を減少させるために使用するもので

ある、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 5】

副作用が、血液副作用である、請求項 4 に記載の使用。

【請求項 6】

化学療法の延期を避けるために血液副作用を減少させる、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 7】

血液副作用が、白血球減少症、血小板減少症、貧血症、吐気、嘔吐、または粘膜症である請求項 5 に記載の使用。

【請求項 8】

マイコバクテリウム w が、死菌のマイコバクテリウム w である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 9】

マイコバクテリウム w が、物理的方法によって殺菌されたものである、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 10】

物理的方法が、熱を加えることである、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

オートクレーブにより熱を加える、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 12】

超音波処理によりマイコバクテリウム w の成分を得る、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 13】

抽出によりマイコバクテリウム w の成分を得る、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 14】

有機溶媒によってマイコバクテリウム w の成分を抽出する、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 15】

有機溶媒が、クロロホルム、エタノール、メタノール、アセトン、フェノール、イソブロピルアルコール、酢酸、尿素、およびヘキサンから選択されるものである、請求項 14 に記載の使用。

【請求項 16】

医薬組成物が 1 以上のアジュバントを含むものである、請求項 1 ~ 15 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 17】

医薬組成物がさらに界面活性剤を含むものである、請求項 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 18】

界面活性剤が、ポリオキシエチレン(20)ソルビタンモノオレエートである、請求項 17 に記載の使用。

【請求項 19】

医薬組成物が、該医薬組成物の 0.4% 重量 / 容量以下の量の界面活性剤を含むものである、請求項 17 または 18 に記載の使用。

【請求項 20】

界面活性剤が、医薬組成物の 0.1% 重量 / 容量以下の量である、請求項 19 に記載の使用。

【請求項 21】

マイコバクテリウム w がウレアーゼ陰性であり、ポリオキシエチレン(20)ソルビタンモノオレエートを加水分解せず、ナイアシンを産生せず、硝酸還元試験に強い陽性反応を示すものである、請求項 1 ~ 20 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 22】

医薬組成物が、単独で投与される、または他の治療方法と組み合わされるものである、請求項 1 ~ 2 1 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 2 3】

医薬組成物が、非経口的経路で投与されるためのものである、請求項 1 ~ 2 2 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 2 4】

医薬組成物が、筋内、皮下、または皮内経路による投与のためのものである、請求項 1 ~ 2 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 2 5】

医薬組成物が、少なくとも 10^5 個細胞のマイコバクテリウム w を含む 1 回量剤形である、請求項 1 ~ 2 4 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 2 6】

医薬組成物が、少なくとも 10^7 個細胞のマイコバクテリウム w を含む 1 回量剤形である、請求項 2 5 に記載の使用。

【請求項 2 7】

医薬組成物が、 10^8 ~ 10^{10} 個細胞のマイコバクテリウム w を含む 1 回量剤形である、請求項 2 6 に記載の使用。

【請求項 2 8】

医薬組成物がさらに保存料を含むものである、請求項 1 ~ 2 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 2 9】

癌が、原発性または二次的な（転移性の）病巣である、請求項 1 ~ 2 8 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 3 0】

明細書、特に実施例を参照して実質的に記載された、癌の治療または管理に使用するための医薬組成物の調製における、マイコバクテリウム w またはマイコバクテリウム w 成分の使用。